

仕 様 書

1. 定義

本仕様書は、「名古屋第4地方合同庁舎移動棚等の購入」について適用する。

2. 納入場所

東海農政局

愛知県名古屋市中区三の丸 2-6-2 名古屋第4地方合同庁舎

8階書庫及び地下1階倉庫

3. 納入期限

令和9年3月26日

4. 納入物品

8階書庫

番号	品 目	寸 法	数量	付属品
①	ハンドル式移動棚 可動複式4連 A4 ファイル (H307mm) 6段 (耐荷重: 60kg/段)	W3750mm (±50mm 以内) D510mm (±15mm 以内) H2278mm 以内 (レール含む)	12 台	後面パネル・背受け
②	ハンドル式移動棚 固定複式4連 A4 ファイル (H307mm) 6段 (耐荷重: 60kg/段)	W3750mm (±50mm 以内) D510mm (±15mm 以内) H2278mm 以内 (レール含む)	1 台	後面パネル・背受け
③	中量棚 単式5連 有効4段 (耐荷重: 450kg/段)	W8150mm (±50mm 以内) D650mm (±50mm 以内) H2100mm (±50mm 以内)	1 台	

※設置については別紙図①の通りとする

地下1階倉庫

番号	品 目	寸 法	数量	付属品
④	ハンドル式移動棚 可動単式2連 有効4段 (耐荷重: 200kg/段)	W3140mm (±80mm 以内) D610mm (±10mm 以内) H2000～2170mm	9 台	後面パネル
⑤	中軽量棚 単式1連 有効4段 (耐荷重: 200kg/段)	W1540mm 程度 D450mm (±10mm 以内) H2100mm 程度	1 台	
⑥	中軽量棚 単式1連 有効4段 (耐荷重: 200kg/段)	W1540mm 程度 D600mm (±10mm 以内) H2100mm 程度	1 台	

※設置については別紙図②の通りとする

5. 一般共通事項

- (1) 本件は仕様書に基づき履行すること。
- (2) 使用可能な状態まで据え付けを行うこと。
- (3) スプリンクラー等消防設備を考慮した据え付けを行うこと。
- (4) 搬入及び搬出時は通路及びエレベーター等に適宜養生を施すこと。
- (5) 仕様書に明記のない場合、相違のある場合、又は疑義を生じた場合は、担当職員と協議すること。
- (6) 施工に先立ち図面、施工計画書、工程表を提出すること。
- (7) ISO9001 及び ISO14001 の認証を取得した工場で製造された製品であること。
- (8) 移動棚は JIS マーク認証 (S-1039) の対象外製品であるが、書庫本体については当該 JIS 規格に準拠した品質及び性能を有すること。
- (9) 棚製品はグリーン購入法適合製品であること。
- (10) 製品はカタログ等で機能仕様を確認できるものとする。
- (11) 発生材は全て構外に搬出し、関係法令に基づき適正に処理を行うこと。

6. 仕様

(1) ハンドル式移動棚

- ・棚はスチール製で、棚部・駆動部・操作部・走行レールによって構成されること。
- ・移動棚の操作は取手又はハンドルで行うものとする。
- ・ハンドルは空回りをせず、操作に応じてスムーズに棚の移動が開始されること。
- ・車輪の材質は長時間の停止荷重に耐えられるよう、機械構造用炭素鋼材、または球状黒鉛鋳鉄と同等品以上を主体としたものとする。また、支持する車軸受はメンテナンスフリーの無給油方式とすること。
- ・レールは長さ別紙図の通りの据置式とし、つまずき等防止のためスロープを取り付けること。
- ・移動棚のロック装置は、緊急時に操作しやすい部分に取り付けること。
- ・移動棚は、地震時の転倒、脱線、異常移動及び収納物の落下防止に配慮した耐震、免振又は免震機能を備えること。

(2) 中量棚・中軽量棚

- ・棚はスチール製で支柱・棚板・棚受・ツナギ材によって構成され、棚本体の結合にボルト類を用いないボルトレス構造であること。
- ・壁固定及び床固定を施し、耐震性を高めること。

7. その他

- ・設置後 1 年以内に発生した故障は保証期間とし、無償で速やかに修復すること。

8. 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

- 受注者は、物品の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）（平成 12 年法律第 100 号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。